

(処遇改善手当)

第 49 条 介護報酬にあわせて交付される福祉・介護処遇改善加算を処遇改善加算手当として支給する。処遇改善加算手当の支給は福祉・介護処遇改善加算を受領した当月の給与支給日に支給する。

- 2 支給については、福祉・介護処遇改善加算の実施要綱の定めに沿い支給する。なお、支給対象者及び支給額については福祉・介護処遇改善加算に係る計画を勘案し決定する。決定の詳細は職員に告知するものとする。
- 3 入職時期により処遇改善加算手当の増額支給がされなかった職員で6か月以上勤務の常勤職員に対し月額5000円を増額支給する。支給開始時期は毎年4月分(5月15日支給日)からとする。
時間給職員は規定時給(1000円)より1時間につき80円を引き上げ支給する。
- 4 年度内における福祉・介護処遇改善加算による交付総額が処遇改善加算手当の支給総額を上回る場合、その差額以上の額を一時金として分配する。

(給与締切日及び支払日)

第 50 条 給与は、毎月1日から起算し、当月末日に締め切り計算し、翌月15日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合はその前日に繰り上げて支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず利用者については、前月の21日から起算し、当月の20日に締め切り計算し、当月末日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合はその前日に繰り上げて支払う。
- 3 給与は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。
- 4 前項について、職員が同意した場合は、職員本人の指定する金融機関の預貯金口座又は証券総合口座へ振込により給与を支払う。

(昇給)

第 51 条 昇給は、勤務成績その他が良好な職員について原則として、毎年4月に行うものとする。ただし、本法人の業績が著しく低下やその他やむを得ない理由がある場合は、行わないことがある。

- 2 顕著な業績が認められた職員については、前項の規定にかかわらず昇給を行うことがある。
- 3 昇給額は、職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。